

1 - 3	点検用歩廊等の床面積の算定	令和7年4月1日
関係条文：法第92条、令第2条		

1 屋外のグレーチング状のデッキ等の床面積の取扱い

屋外において、上部を十分に開放性のあるグレーチング状のもので覆った場合、雨覆いとしての効用が無いため屋根とは扱わず、その下部にある空間については床面積に算入しない。すのこやパンチングメタルについては床面積に算入する。

2 屋内の点検用歩廊の取扱い

屋内において、十分に開放性のあるグレーチング状のものを、通常利用されない点検用のデッキとして使用する場合には、床面積に算入しない。すのこやパンチングメタルについては床面積に算入する。

3 ダブルスキン点検用歩廊の床面積の取り扱い

点検用歩廊がグレーチング状ではない場合は、その部分を床面積に算入する。ただし、以下の(1)から(5)までの基準を満たす場合は不算入とする。

- (1) 点検、清掃のみに使用すること。
- (2) 1つの点検用歩廊への出入口は原則1か所までとし、常時施錠にて管理すること。
- (3) 点検用歩廊の仕上げは塗装や防水処理等を必要最低限とすること。
- (4) 点検用歩廊の幅は有効で50cm未満とすること。
- (5) 点検用歩廊への出入口の大きさは幅50cm×120cm未満とすること。

解説

通常利用しない屋内の点検用歩廊のうち、グレーチング状で作られたものは床面積には算入しない。グレーチング状に限定したのは、一時的な利用であることを客観的にも見て取れるようにするためである。

通常利用しないことが明確な点検用歩廊については、床面積に算入しなくても容積率、その他の規定に影響が無いものとして扱う。幅を定めたのは、通過するために要する最低限の肩幅程度とし、床に物を置く等の通常利用を防ぐためである。出入口の幅も同様で、荷物を運び入れることができないようにすることを目的とし、また、周囲に通常利用しない扉であることを認知させるためである。

参考文献

- ※ 1 昭和61年4月30日 建設省住指発第115号 床面積の算定方法について
- ※ 2 2022年度版 建築確認のための基準総則集団規定の適用事例 P.14